

大村市規則 25号

大村市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する認可及び同条第7項に規定する承認に関し、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(認可の申請)

第2条 省令第36条の36第1項の規定による申請は、大村市乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請を行う者は、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を開始する日の3か月前までに前項の申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(認可の通知)

第3条 市長は、法第34条の15第2項に規定する認可をしたときは、大村市乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）を前条第1項の申請を行った者に通知するものとする。

2 法第34条の15第6項の規定による通知は、大村市乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）により行うものとする。

(変更の届出)

第4条 省令第36条の36第3項及び第4項の規定による届出は、大村市乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第4号）により行うものとする。

(廃止又は休止の承認の申請等)

第5条 省令第36条の37第1項に規定する承認の申請は、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止する日の30日前までに大村市乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、法第34条の15第7項に規定する承認をしたときは大村市乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。